

序論

第 1 章

策定にあたって

- 1 総合計画策定の趣旨
- 2 総合計画の根拠と役割
- 3 総合計画の構成と期間

1 総合計画策定の趣旨

平成 16 年 11 月 1 日に、西条市、東予市、丹原町及び小松町の新設合併により誕生した西条市は、愛媛県内屈指の人口規模と市域面積を有するとともに、四国地方で突出した規模の製造品出荷額や、様々な農産物を豊富に産出する県内屈指の広大で肥沃な経営耕地といった、重厚な農工業基盤を併せ持つ四国最大級の産業都市へ変貌を遂げるに至っています。

グローバル化
経済活動や文化・芸術などの
交流が地球的規模で広がるこ
と。

一方、少子・高齢社会の到来、急激に進むグローバル化^{*}や市民の価値観の多様化、更には、環境に調和したまちづくりへの転換、都市間交流の拡大といった新しい時代の中で、地方分権や産業構造改革、国家システムの変革が進み、地方公共団体に対しては、「自立と自活」の精神や「自己責任」と「自己決定」に立脚した、明確な都市経営戦略を持った地域づくりが、強く求められています。

このような状況の下で、本市においては、平成 15 年 3 月に西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が策定した「新市将来構想」と、続く平成 16 年 1 月に策定した「新市建設計画」において、将来のまちづくりの基本的な考え方や、取り組むべき施策を体系化して示すとともに、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像として掲げています。

これまで旧 2 市 2 町においては、「第五次西条市総合計画」、「東予市総合計画」、「第 3 次丹原町総合計画」及び「第 4 次小松町総合計画」といった、各旧市町が定めた総合計画に即して、独自のまちづくりを展開してきたところですが、今般の新設合併を契機に、国及び愛媛県の上位計画、また、「新市将来構想」や「新市建設計画」との整合を図りながら、本市特有の個性あふれるまちづくりを基本的な方針として、各旧市町の総合計画に基づく成果を総括し、その客観的な評価と反省を踏まえて、新たなまちづくりを展望することが必要となっています。

新西条市として初めての総合計画の策定にあたっては、これらに留意し、「都市の自立と活力の喚起」「都市の個性の創出と創造力の発揮」「都市間交流と連携の強化」を戦略的視点として、本市の地域資源と総合力を活かしつつ、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を実現するための必要な施策の大綱等を示すことにより、長期的かつ総合的な行財政運営の指針となる、新しい総合計画を策定するものです。

2 総合計画の根拠と役割

地方自治法において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とされています。

これに基づき、今回、新「西条市」としての新たな総合計画を策定するものです。

この総合計画は、当市がめざすまちづくりの方向を体系化して示したもので、市の最上位の計画として、まちづくりを総合的かつ計画的にすすめるための指針としての役割を果たします。

3 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の体系で構成されます。

【基本構想】

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。平成27年度を目標年次とします。

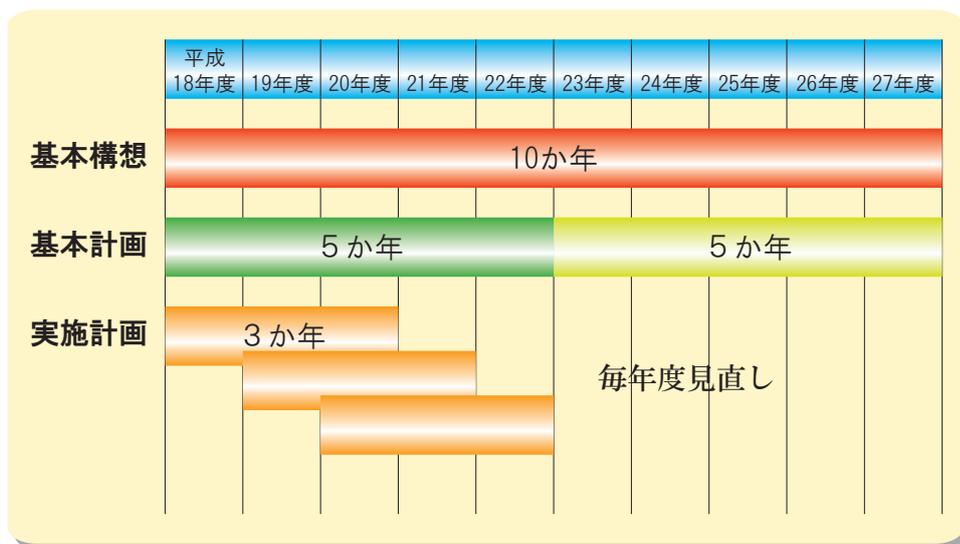
【基本計画】

基本構想を実現するための施策を体系的に示したものです。将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即したものとするため、平成22年度に見直しを行うものとします。

【実施計画】

基本計画で定めた施策を計画的、効率的に実施するため、向こう3か年の具体的な事業内容を明らかにしたものです。毎年度ローリング方式*により見直しをします。

ローリング方式
計画期間は常に一定とし、年
度ごとに計画内容を見直して
いく方式のこと。



第 2 章

西条市の概況

1 自然的・地理的特性

2 社会的・経済的特性

1 自然的・地理的特性

西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燧灘に面し、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県のいの町、東は新居浜市と接しています。

509.04 k m²という広大な市域面積は、県下屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔1,982 m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。

市域の平坦部では、それらの河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたり形成されていますが、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育ててきました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、昭和60年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、また、平成7年には国土庁（現国土交通省）から、当市は「水の郷」に認定されています。

また、市域の北西部に位置する河原津地区には、貴重な自然海浜が残されており、「生きている化石」と言われているカブトガニが生息しています。

このように当市は、豊かな緑や水資源、温かな気候に恵まれた自然環境を有し、快適で潤いのある居住空間や憩いの場を創造する上で、良好な基礎的条件をそなえています。

さらに、そのような恵まれた自然環境を背景に、石鎚山や河原津海岸、由緒ある数々の名湯といった、魅力的な観光資源が存在するとともに、汎用資源である良質な水を容易に確保できることから、産業活動を展開するにあたっての、極めて優れた環境も併せ持っています。

2 社会的・経済的特性

西条市の歴史は古く、朝鮮半島からの侵攻に備えて、7世紀後半頃に築城された山城と推定される「永納山城跡」や、古代の道路遺構が発掘されており、有史以来、この地域が瀬戸内圏域における交通の要衝であったことを示しています。

江戸時代に入り、寛永13年には一柳直盛が西条藩主に、また、一柳直頼が小松藩主に封ぜられて陣屋町が開かれました。その後、西条藩では寛文10年に、紀州藩主徳川頼宣の二男である松平頼純が藩主となり、明治維新までの約200年間にわたり、それぞれ松平氏三万石と一柳氏一万石の陣屋町として栄えました。

このような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や、「伊予聖人」として崇敬された小松藩漢学者の近藤篤山氏の旧邸をはじめ、武家屋敷や「西条まつり」など、数多くの歴史文化遺産が存在するとともに、明治時代以降、愛媛県東部における官公庁の主な出先機関がこの地域に集積し、政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

昭和時代に入り、まず昭和16年に2町3村が合併して旧西条市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には1町2村の合併により小松町が誕生し、翌31年には旧西条市が2村と合併をするとともに、大生院村の一部を編入する一方、1町2村の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の2町合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成時代を迎え、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった旧西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町においても、平成14年10月1日に法定合併協議会（西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会）を設置して、合併に向けた取組みを進めてきました。

そして平成16年11月1日に、2市2町による歴史的な新設合併が実現して、ここに新しい「西条市」が誕生しました。

肥沃な農地が広がり、良質で豊富な地下水が賦存したことから、古くから当市では農業をはじめ、酒造や手すき和紙などの利水産業が盛んでした。

県内有数の規模を誇る経営耕地は、生産量日本一の愛宕柿や裸麦、春の七草をはじめ、水稻、メロン、ほうれん草、いちごや梅など、多品目の農産物を産出していますが、それらの生産量は県内第1位の地位を占めています。また、採卵鶏や養豚などの畜産業も盛んであるとともに、わたりガニや車えびなどの水産物にも恵まれており、海苔養殖などの栽培漁業が盛んに行われています。

さらに、昭和39年の「新産業都市」の指定や、昭和48年の黒瀬ダムの完成、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地が造成されたことを契機として、半導体製造工場、鉄鋼・機械工場、飲料工場、電子機器製造工場や造船工場などの立地も進みました。

また、これまでの企業誘致により地域経済の活性化を図る「誘致外来型」の産業政策から、新規産業の創出やベンチャー企業の創業支援により地域活性化の原動力を強化する、「内発型」の産業政策への転換を図るため、平成11年には、その拠点施設として「西条市産業情報支援センター」が整備されました。

加えて、重要港湾である東予港や四国縦貫自動車道、今治小松自動車道、国道194号などの交通網の整備の進展と併せて、合併により市域が拡大したことに伴い、特急停車駅である伊予西条駅及び壬生川駅をはじめとする7箇所の駅、四国縦貫自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや、複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する、広域交通拠点を内包することとなり、四国地域における交通の要衝としての優位性を併せ持つこととなりました。

このような恵まれた地理的・経済的条件を背景に、当市の産業基盤はさらに拡充することとなりました。その結果、製造品出荷額は四国随一の規模を誇り、当市は四国最大級の産業都市として、飛躍的な発展を遂げるに至っています。

第3章

西条市を取り巻く時代の潮流

- 1 少子高齢化
- 2 地方分権・地域自立
- 3 環境問題
- 4 市民参加

第3章

西条市を取り巻く時代の潮流

1 少子高齢化

わが国の総人口は、平成 18 年をピークに減少に向かうことが予測されていましたが、平成 17 年の国勢調査結果に基づく総務省の発表によれば、平成 17 年 10 月の推計人口が前年同月期を下回り、減少局面に入りつつあるとされています。

このような総人口の動向の中、医療技術の進歩などによる長寿社会の実現と出生率の低下による少子化の進行は、わが国に世界に類を見ない少子・高齢社会を出現させようとしています。このことは、年金問題を初めとした社会保障制度や医療・福祉分野全般にわたる社会的な負担の増大、社会を支える労働人口の減少による社会活力の低下といった、わが国の持続的な成長に大きな影響を与えかねない最重要課題となっています。

当市においても、合計特殊出生率^{*}は 1.46 と、全国平均 1.29（ともに平成 16 年）をやや上回っているものの、高齢化率^{*}は全国平均 19.9%を上回る、24.26%（ともに平成 17 年）という高い割合を示しており、確実に少子・高齢化の波が押し寄せてきています。

当市が、将来においても活力のある地域社会を構築していく上では、子どもを生き育てていくことに喜びを見出すことのできる子育て支援対策や、高齢者が生きがいを持って元気に生きていくことができる環境づくりのための施策が、喫緊の課題となっています。

2 地方分権・地域自立

従来、国と地方の関係は、全国的な統一性や公平性を重視する観点から、国を中心とした中央集権的な行政システムの中で運営されてきました。しかし、少子・高齢化をはじめとした新しい時代の課題に的確に対応していくためには、地域の特色を活かした個性的で魅力的な地域づくりに取り組んでいくことが必要となり、旧来のこうした行政システムの改編を迫られるようになりました。

合計特殊出生率

女性がその生涯で平均何人の子どもを産むかの数値であり、15歳から49歳までの全女性を対象に、各年齢ごとに子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し、合計することで得られる数値。人口維持のためには2.08以上が必要とされています。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

そこで、国と地方の役割分担を積極的に見直し、国に集中していた権限や財源を地方に移譲することを目的に、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が成立したところです。このことにより、これからの地域づくりは、地域自らの選択と責任で行うとともに、限られた人材・財源の中で、それを実行できる行財政能力の充実も重要となってきました。いわゆる「平成の大合併」も、地方の行政能力を強化するための一つの方法と位置付けられるものです。

このような状況の中、合併を選択した当市も、「自己責任」と「自己決定」をキーワードとして、特色ある「攻め」の施策展開により、「自立」・「自活」できる地域づくりを推進していくことが求められています。

3 環境問題

地球規模での温暖化現象に代表される今日の環境問題は、わが国全土にわたって深刻な影響を及ぼし始めています。多発する自然災害や生態系の破壊など、人類の存在基盤そのものへの脅威となっています。

これらは、日常生活や企業活動から生じた過大な環境への負荷が主な原因であると言われています。

「クールビズ」、「3R^{*}」の実践など、環境問題に対する市民・企業の意識は確実に高まってきている中で、限りある資源や豊かな自然環境を守り、未来へと引き継いでいくためにも、市民・企業・行政が一体となって、より一層環境への負荷の少ない脱温暖化・循環型社会の構築を目指していく必要があります。

また、当市においては、貴重な汎用資源である「水」に対する市民の関心が高まっています。節水意識の高揚や、森林や河川の保全への取り組みなどにより、限りある資源であるとの認識を持って、「水」を守っていくことが重要な課題となっています。

3R
リデュース・リユース・リサイクルの略。発生抑制、再利用、再生利用の意味。

4 市民参加

地方分権や三位一体の改革の推進により、地方の自己責任による地域づくりが求められるとともに、市民自らの行政への積極的な参画や、市民と行政の強力なパートナーシップの構築も求められています。このような中で、NPO*やボランティア組織の活動が活発化し、市民一人ひとりが地域づくりに主体的に参加しようという機運も高まりを見せています。

そうしたことから、それぞれが持つ個性や魅力を尊重しつつ、地域づくりに貢献できるようなしくみを構築することが求められています。

合併した本市が、市民の融和を図り、一体的なまちづくりを進めていく上では、自治会を中心としたコミュニティ*の活力を最大限に生かすことや、市民と行政の対話・協働の場を設けた上で、意見交換をすることにより、市民が行政への参加を実感できるようなしくみづくりも必要となっています。

NPO

Non-Profit Organizationの略。市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体を指します。

コミュニティ

地域社会の意味。

